

# 愛知県過疎地域持続的発展方針

(2026年度～2030年度)

2026年1月



# 愛知県過疎地域持続的発展方針【2026年度～2030年度】

## 目 次

1	基本的な事項	1
(1)	策定趣旨・位置付け	1
(2)	過疎地域市町村	2
(参考：過疎地域の要件)		3
(3)	過疎地域の現況	4
(4)	過疎地域持続的発展方針の基本的な方向	10
(5)	過疎地域持続的発展方針の取組の柱	10
2	都道府県の責務	12
3	移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成	12
(1)	移住及び定住と地域間交流の促進、人材の育成の方針	12
(2)	移住及び定住の促進の取組	12
(3)	地域間交流の促進の取組	13
(4)	人材の育成の取組	13
(5)	外部人材等の活用	14
4	農林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発	14
(1)	農林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発の方針	14
(2)	農林水産業の振興の取組	15
(3)	地域産業の振興	16
(4)	企業の誘致対策	17
(5)	起業の促進	17
(6)	観光又はレクリエーションの振興	17
5	地域における情報化	18
(1)	地域における情報化の方針	18
(2)	地域における情報化を図るための取組	18
6	交通施設の整備、交通手段の確保	18
(1)	交通施設の整備、交通手段の確保の方針	18
(2)	国道、県道及び市町村道の整備	19
(3)	農道及び林道の整備	19
(4)	交通確保対策	19
7	生活環境の整備	20
(1)	生活環境の整備方針	20
(2)	水道施設、污水处理施設等の整備	20
(3)	消防・救急施設の整備	21
(4)	公営住宅等の整備	21
(5)	土砂災害対策の促進	21
(6)	大規模災害への備え	21

(7) 自然環境・生物多様性の保全・利用の推進 .....	22
8 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 .....	22
(1) 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 .....	22
(2) 子育て環境の確保を図るための取組 .....	22
(3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 .....	23
(4) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 .....	24
9 医療の確保 .....	24
(1) 保健医療の確保の方針 .....	24
(2) 無医地区対策の取組 .....	24
10 教育の振興 .....	25
(1) 教育の振興方針 .....	25
(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 .....	25
(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備 .....	26
(4) 県立高等学校の魅力化 .....	26
11 集落の整備 .....	26
12 地域文化の振興等 .....	27
13 再生可能エネルギーの利用の推進 .....	27
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針 .....	27
(2) 再生可能エネルギーの利用の推進 .....	27
14 男女共同参画社会の形成 .....	27
15 都市地域を含む広域的連携の促進 .....	28
16 持続可能な行財政基盤の確立支援 .....	28



## 1 基本的な事項

### (1) 策定趣旨・位置付け

本県の過疎地域（豊田市（一部）、新城市（一部）、設楽町、東栄町及び豊根村。以下同じ。）を含む三河山間地域は、自然環境が豊かな地域であり、水源のかん養、自然災害の防止、自然環境・生物多様性の保全、地球温暖化の防止などの多面的機能を持ち、都市部地域を含めた県全体を支える重要な役割を担っている。森林を始めとした地域資源は県民全体にとって貴重な財産であり、この地域に活力があることが本県の発展にとって不可欠である。

過疎地域の振興については、1970年の過疎地域対策緊急措置法以降、5次にわたる特別措置法の制定により、総合的かつ計画的な対策を実施してきたところであり、公共交通の維持・確保や農林水産業の担い手確保・育成、移住・定住の促進などに積極的に取り組み、一定の成果を上げてきた。

過疎地域を取り巻く環境には、人口減少の加速や少子高齢化の進行など地域経営を一層困難にする変化がある一方で、過疎地域を含む山村地域の魅力の再認識や山村地域が持つ特徴を活かした新たな価値の創造など、地域の活性化につながる可能性がある変化も生じている。

このような環境の変化を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るための県が行う対策の大綱であるとともに、過疎地域市町村等が過疎地域持続的発展市町村計画等を定める際の策定指針として、県が重点的に取り組むべき政策の方向性を示した「あいちビジョン2030」やそれに基づく三河山間地域（岡崎市の額田地区、豊田市の旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の各地区、新城市、設楽町、東栄町、豊根村）を対象とした個別計画である「あいち山村振興ビジョン2030」と整合をとりながら、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）に基づき、2026年度から2030年度を計画期間とした愛知県過疎地域持続的発展方針を策定するものである。

(2) 過疎地域市町村

本県では、過疎法に基づき、以下の市町村が指定されている。

根拠条文	市町村名	地域
過疎法第2条	設楽町、東栄町、豊根村	各町村全域
過疎法第3条	新城市	旧鳳来町、旧作手村の地域
過疎法附則第7条	豊田市	旧小原村、旧足助町、旧旭町、旧稲武町の地域



(参考：過疎地域の要件)

【全部過疎地域の要件（過疎法第2条）】

1 又は 2 に該当する地域

1(1)かつ(2)の地域

(1)人口要件(以下のいずれかに該当すること)

ア 40年間人口減少率(※1)が28%以上、かつ、25年間人口増加率(※2)が10%未満

イ 40年間人口減少率が23%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満、かつ、高齢者比率(※3)が35%以上

ウ 40年間人口減少率が23%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満、かつ、若年者比率(※4)が11%以下

エ 25年間人口減少率(※5)が21%以上

(2)財政力要件

2017年度～2019年度の3カ年平均の財政力指数が0.51以下

2 40年間人口減少率が23%以上、かつ、2017年度～2019年度の3カ年平均の財政力指数が0.4以下、かつ、25年間人口増加率が10%未満

【一部過疎地域の要件（過疎法第3条）】

1 又は 2 に該当する区域

1 2017年度～2019年度の3カ年平均の財政力指数が0.64以下の市町村のうち、以下のいずれかに該当する区域

(1)40年間人口減少率が28%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満

(2)40年間人口減少率が23%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満、かつ、高齢者比率が35%以上

(3)40年間人口減少率が23%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満、かつ、若年者比率が11%以下

(4)25年間人口減少率が21%以上

2 2017年度～2019年度の3カ年平均の財政力指数が0.4以下の市町村のうち、40年間人口減少率が23%以上、かつ、25年間人口増加率が10%未満の区域

【経過措置適用地域の要件（過疎法附則第5条～第8条）】

※豊田市は附則第7条に該当

過疎地域自立促進特別措置法（旧過疎法）において過疎地域とされていた市町村の区域のうち、過疎法第2条及び第3条等の地域（区域）以外の区域

※1 40年間人口減少率：1975年～2015年の国勢調査による40年間の人口減少率

※2 25年間人口増加率：1990年～2015年の国勢調査による25年間の人口増加率

※3 高齢者比率：2015年の国勢調査による高齢者(65歳以上)の比率

※4 若年者比率：2015年の国勢調査による若年者(15歳以上30歳未満)の比率

※5 25年間人口減少率：1990年～2015年の国勢調査による25年間の人口減少率

### 過疎地域指定時における市町村の状況

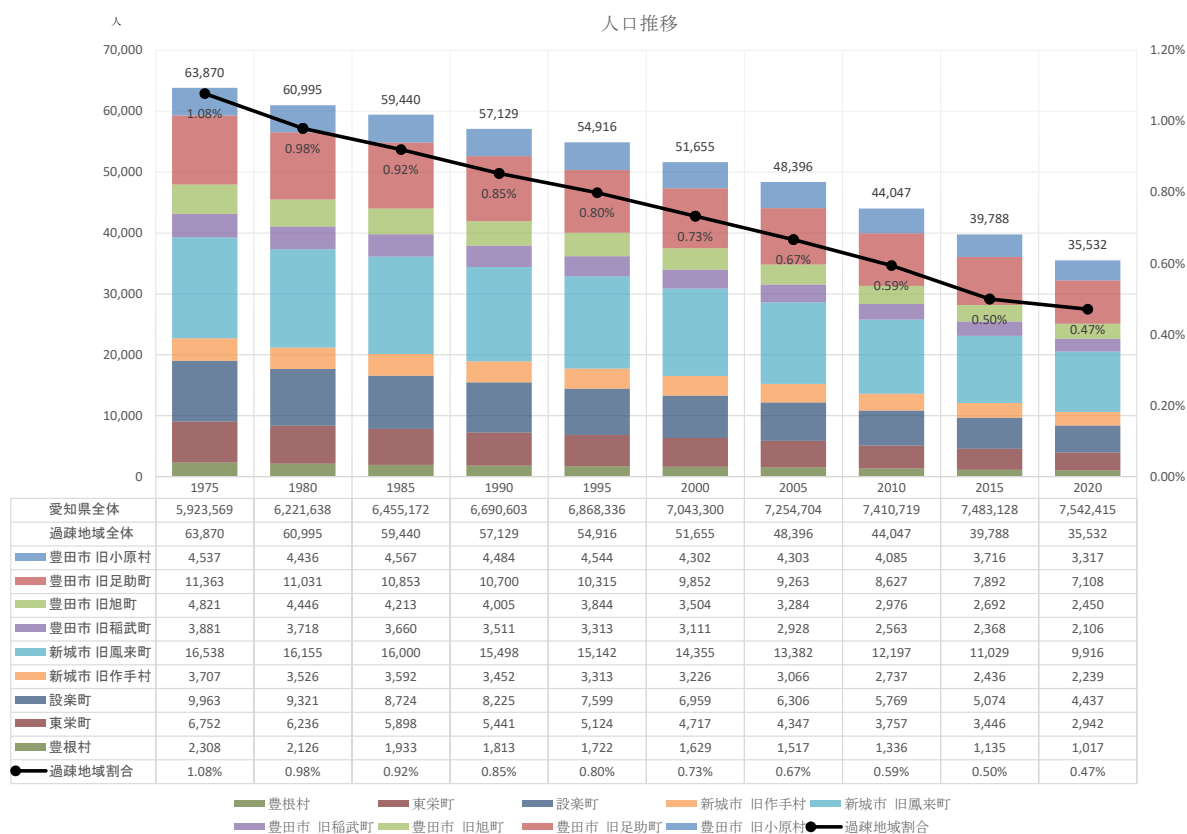
項目		40年間 人口減少率	25年間 人口減少率	2015年 高齢者比率	2015年 若年者比率	財政力指数*
豊田市	旧小原村	18.10%	17.13%	36.60%	12.03%	1.47
	旧足助町	30.55%	26.24%	37.84%	11.14%	
	旧旭町	44.16%	32.78%	43.76%	8.73%	
	旧稲武町	38.98%	32.55%	43.75%	7.94%	
新城市	旧鳳来町	33.31%	28.84%	40.89%	10.43%	0.57
	旧作手村	34.29%	29.43%	43.31%	9.69%	
設楽町		49.07%	38.31%	47.32%	7.29%	0.24
東栄町		48.96%	36.67%	48.75%	6.76%	0.19
豊根村		50.82%	37.40%	48.46%	4.85%	0.26

※2017年度-2019年度の3カ年平均

### (3) 過疎地域の現況

#### ① 人口

県全体の人口は、1980年から2020年までの40年間に約622万人から約754万人の約21.2%増加したのに対し、過疎地域の人口は、40年間で約6万1千人から約3万6千人の約41.7%減少するなど、山間部になるほど減少傾向が高い。

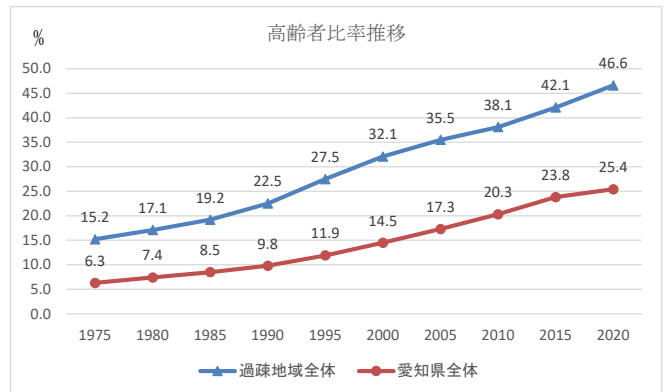
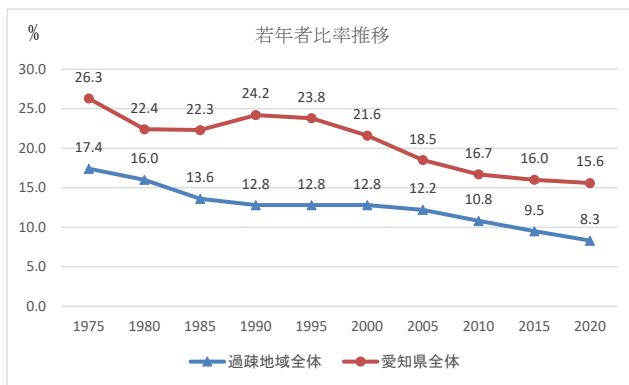


出典：総務省「国勢調査」

② 若年者比率・高齢者比率

県全体では1980年から2020年までの40年間で若年者（15歳以上30歳未満）の比率が約6.8%減少し、65歳以上の高齢者の比率は約18.0%増加している。また、2020年の年齢区分別人口の割合は、14歳以下が13.3%、15歳から64歳までが61.3%、65歳以上が25.4%である。

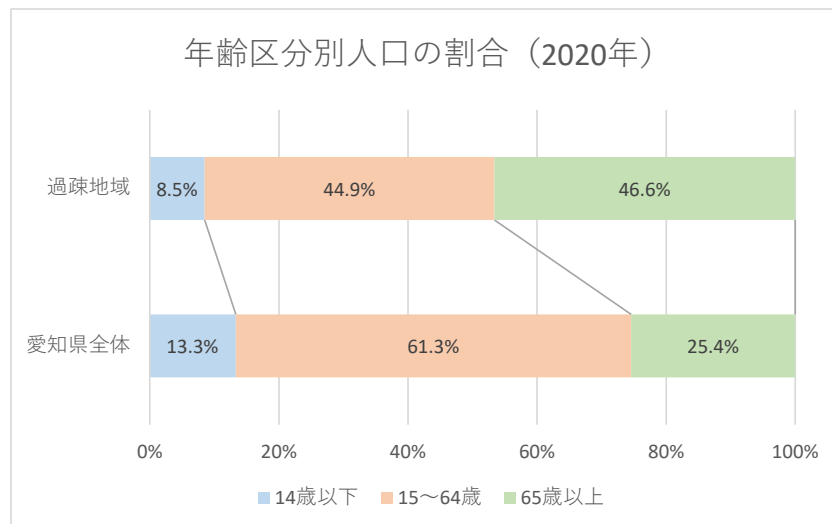
これに対し過疎地域では、若年者の比率が約7.7%減少し、65歳以上の比率が約29.5%増加している。また、年齢別の割合は、14歳以下が8.5%、15歳から64歳までが44.9%、65歳以上が46.6%であり、65歳以上では県全体と比べて21.2%以上比率の差がある。



出典：総務省「国勢調査」

		1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
過疎地域	若年者比率	17.4%	16.0%	13.6%	12.8%	12.8%	12.8%	12.2%	10.8%	9.5%	8.3%
	高齢者比率	15.2%	17.1%	19.2%	22.5%	27.5%	32.1%	35.5%	38.1%	42.1%	46.6%
愛知県全体	若年者比率	26.3%	22.4%	22.3%	24.2%	23.8%	21.6%	18.5%	16.7%	16.0%	15.6%
	高齢者比率	6.3%	7.4%	8.5%	9.8%	11.9%	14.5%	17.3%	20.3%	23.8%	25.4%

出典：総務省「国勢調査」



出典：総務省「2020年国勢調査」

### ③ 地理

#### ア 面積

過疎地域の面積は約1,383km<sup>2</sup>と愛知県全体(約5,173km<sup>2</sup>)の26.7%を占めている(2021年1月1日現在)。

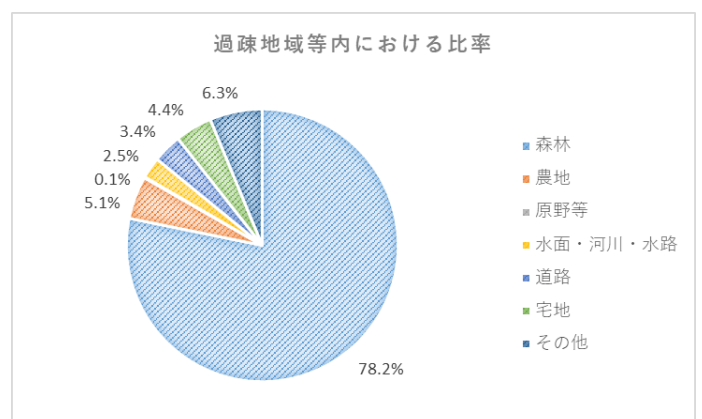
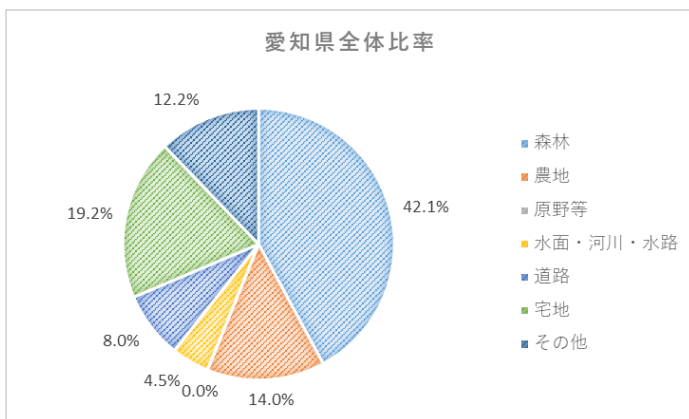
#### イ 土地利用

過疎地域(一部過疎地域外(新城市)及び特定市町村(豊田市)の地域外を含む)における土地利用状況を面積で見ると、農地は地域面積の5.1%に当たる9,995ha(2023年7月15日現在)、森林は78.2%に当たる154,117ha(2023年3月31日現在)となっている。

県内の森林面積に占める過疎地域(一部過疎地域外(新城市)及び特定市町村(豊田市)の地域外を含む)の森林面積の割合は70.8%であるが、同様の農地面積の割合は13.8%となっている。

(単位: ha)

土地利用面積	行政面積	森林	農地	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
愛知県全体	517,004	217,743	72,500	243	23,162	41,130	99,247	62,979
愛知県全体比率	-	42.1%	14.0%	0.0%	4.5%	8.0%	19.2%	12.2%
豊田市(全域)	91,832	62,174	6,190	175	2,807	3,906	6,932	9,648
新城市(全域)	49,923	41,414	2,700	-	1,074	1,580	1,383	1,772
設楽町	27,394	24,841	775	39	282	710	193	554
東栄町	12,338	11,208	218	-	151	271	133	358
豊根村	15,588	14,480	112	29	634	324	48	-
過疎地域等合計	197,075	154,117	9,995	243	4,948	6,791	8,689	12,332
県内における比率	38.1%	70.8%	13.8%	100.0%	21.4%	16.5%	8.8%	19.6%
過疎地域等内における比率	-	78.2%	5.1%	0.1%	2.5%	3.4%	4.4%	6.3%



出典: 愛知県「2024年版「土地に関する統計年報」」

森林が大半を占めるこの地域は、多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境を有しており、田之土里湿原、伊熊神社社叢、大沼、白鳥山、砦山の5地域（面積0.4km<sup>2</sup>）が愛知県自然環境保全地域に指定されているほか、天竜奥三河と愛知高原の2つの国立公園と段戸高原、振草溪谷、本宮山、桜淵の4つの県立自然公園が指定されており、その面積は392.05km<sup>2</sup>（2025年3月31日現在）に及んでいる。

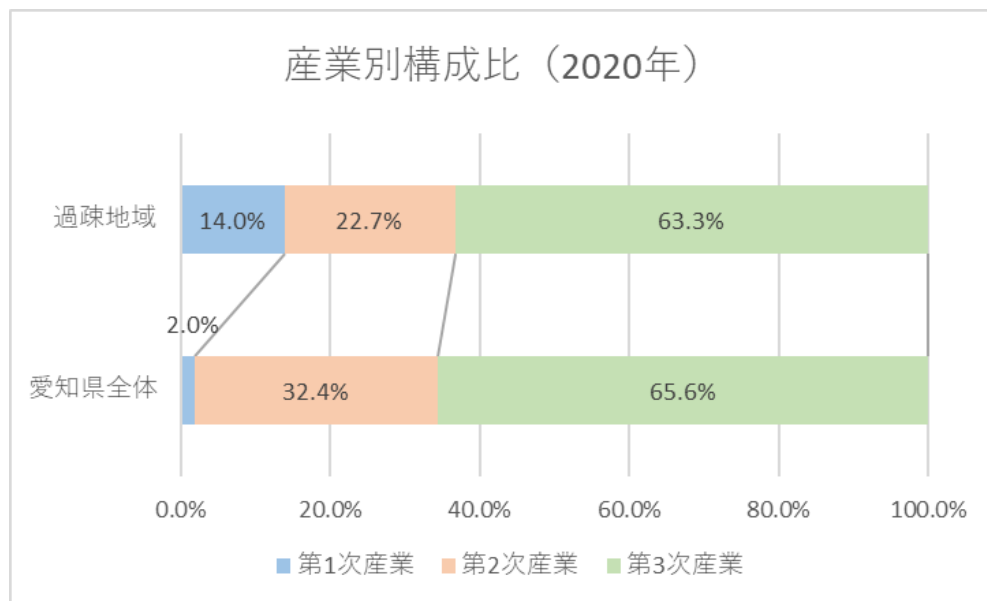
#### ウ 都市地域からの距離

過疎地域から都市地域までの距離をみると、豊田市中心部・岡崎市まで15～60km、豊橋市まで25～60km、名古屋市まで35～80km、静岡県浜松市中心部まで40～100kmの範囲にあり、また、それぞれの市町村から中心都市への所要時間は30分から2時間以内と、都市地域に比較的近い場所に位置している。

### ④ 分野別状況

#### ア 産業・雇用

この地域（一部過疎地域（新都市）及び特定市町村（豊田市）を除く）での就業者数は、産業別構成比（2020年国勢調査）でみると、第1次産業14.0%、第2次産業22.7%、第3次産業63.3%である。県全体の第1次産業2.0%、第2次産業32.4%、第3次産業65.6%と同様に、第2次、第3次産業の割合が大きくなっているが、第1次産業の割合が県全体より12.0%高く、第1次産業がこの地域の基幹的産業であることを裏付けている。



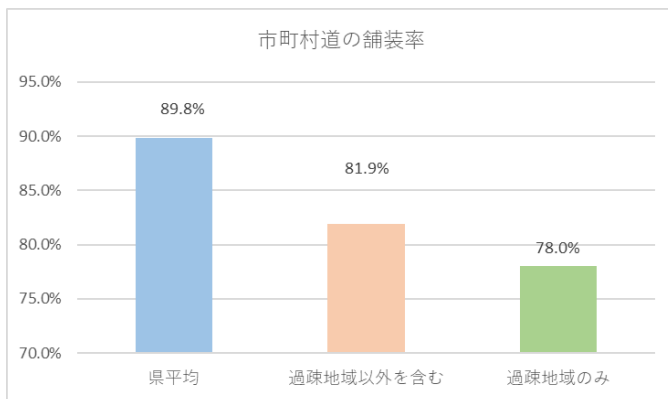
出典：総務省「2020年国勢調査」

## イ 交通・生活環境

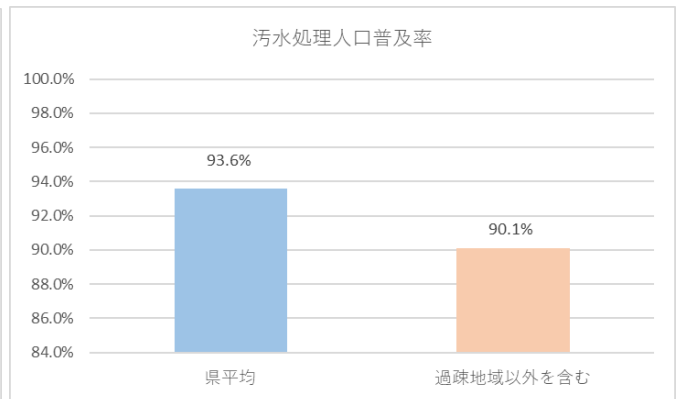
過疎地域においては、近年各種施設の整備水準はかなり改善されつつあるが、県内の他地域と比較すると様々な面で依然として格差がみられる。

例えば、交通施設では、市町村道の舗装率が県平均89.8%に対し81.9%（2023年3月31日現在）であり、これは旧豊田市や旧新城市も含めた数値となっている。なお、過疎法第2条に指定されている地域（設楽町、東栄町及び豊根村）のみでは、78.0%（2023年3月31日現在）であり、舗装率は依然として低く、都市地域への近接性という強みを生かすためにも、日常生活での移動や緊急活動等に当たって、幹線道路及び集落相互間の連絡機能道路等の整備は引き続き重要な課題である。

また、生活環境施設では、水道普及率によると、その整備状況はかなり改善されつつあるが、一方で汚水処理人口普及率は、県平均93.6%に対して90.1%（2024年度末現在）であり、これは旧豊田市や旧新城市も含めた数値となっているため、過疎地域に限定すると依然として格差は大きいと考えられる。



出典：「愛知県建設局作成」



出典：「愛知県建設局作成」

## ウ 医療体制

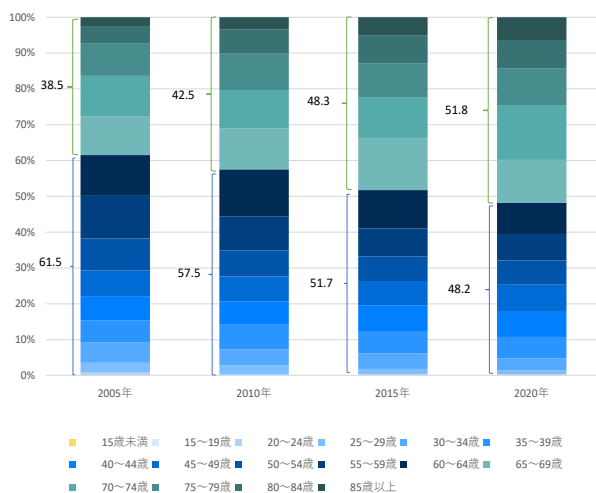
この地域には無医地区が存在し、また、診療所のある地域においても医療従事者や医療設備等は十分とはいえない状況にある。

## エ 定住促進と都市との連携・交流

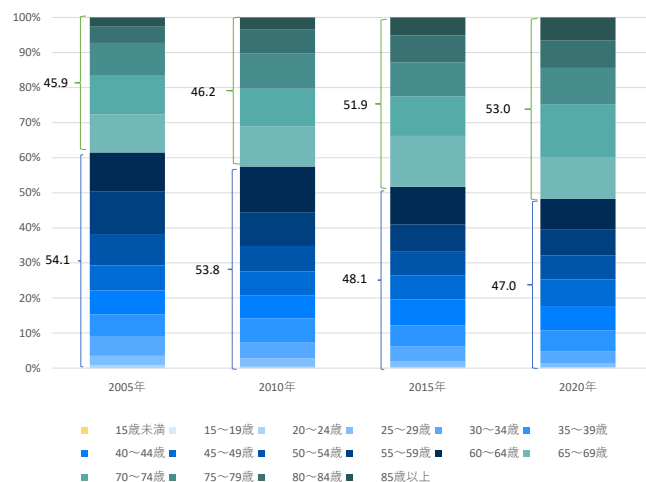
若年層の転出が進み、一人暮らしの高齢世帯及び高齢者のみの夫婦世帯の割合が高くなっている。そのため、地域においては、共助機能など集落が果たしてきた生活の基礎的な機能の維持が困難になりつつある。また、将来的に集落の消滅が予想される地域においては、耕作放棄地や適切な管理が行われない森林の増加等による県土保全機能の低下が懸念される。

一方で、アフターコロナにおいて、テレワークやSNSを活用した情報発信など、新たなライフスタイルが定着している。

核家族世帯の世帯主年齢割合



単独世帯の世帯主年齢割合



出典：総務省「国勢調査」(新城市(一部過疎地域外を含む)、設楽町、東栄町、豊根村)

## オ 教育・地域文化の振興

学校教育の状況としては、2024年5月1日現在の過疎地域における小学校、中学校の児童数・生徒数は、それぞれ1,434人、708人である。学校数は、小学校29校、中学校10校である。

過疎地域では、高等学校等への進学や就職を契機とした若年層の都市部への転出が見られることから、当該地域にある高等学校の魅力化や地元への愛着や関心を深め、将来的なUターンや関係人口としての地域の担い手としての参画などを促進していく必要がある。

また、社会教育については、公民館、体育館等の公共施設の整備が進み、これらの施設が、地域住民の生活や社会活動に大きな役割を果たしており、地域活動や地域住民のコミュニティの拠点として、最近では、住民参加による地域づくりなどの話し合いの場などにも活用されている。

地域文化の状況としては、過疎地域市町村において、地域固有の郷土芸能や生活文化が伝承されている。また、文化財建造物や史跡等が多く残されている。こうした祭りや伝統行事などが地域資源となり、その継承活動を通して、世代間の交流が促進されるなど、文化財が地域社会の核となる役割も担っている。

#### (4) 過疎地域持続的発展方針の基本的な方向

過疎地域を含む三河山間地域は、森林を始めとする豊かな自然環境が存在し、水源のかん養や自然災害の防止等の機能に加え、近年ではカーボンニュートラルの推進やウェルビーイングの向上等への関心の高まりにより、森林資源等を活かした新たな価値が創造されている。

この地域は県全体にとって重要な役割を担い、森林資源を始めとした地域資源は県民全体にとって貴重な財産である。

しかしながら、この地域の人口減少・少子高齢化は一層加速しており、今後は担い手不足等により社会経済活動が維持できなくなることが危惧される。

このため、働く場の創出・確保による若者の地域への定着や、地域のポテンシャルを活用した交流・関係人口の創出・拡大を図ることにより社会経済活動の担い手を確保するとともに、加速するデジタル化・DXやイノベーションの流れを地域に呼び込むことにより、限られた担い手でも機能する地域社会を構築していく必要がある。

加えて、設楽ダムを始めとしたビッグプロジェクトによる新たな社会経済活動を地域の発展につなげていく必要がある。

こうした様々な取組を実施することにより、人口減少に適応し、地域の社会経済活動を活性化することで、将来にわたって活力あふれ、輝き続ける地域づくりを実現するため、基本目標を以下のとおりとし、目標を達成するため、3つの視点による取組を推進する。

#### 【基本目標】

将来にわたって活力あふれ、輝き続けるあいちの山里の実現

#### ①多様な主体との共創【コ・クリエーション】

関係人口に加え、地域外の民間企業や大学、各種団体等との連携を拡大し、地域内外の多様な主体が、それぞれが持つ資源（人材、技術、資金等）を適切に組み合わせることにより、地域の課題を解決することを目指す。

#### ②新しい技術やアイデアの積極的活用【イノベーション】

新しい技術やアイデアをこれまで以上に積極的に活用することで、社会経済活動に変革をもたらし、地域の活力を高めることを目指す。

#### ③環境変化への適応力強化【レジリエンス】

人口減少や少子高齢化、市町村の厳しい行財政状況、災害リスクの高まりに加え、価値観の多様化、国際化等の様々な環境変化に対する適応力を高め、SDGsの理念も踏まえた持続可能な地域社会を確立することを目指す。

#### (5) 過疎地域持続的発展方針の取組の柱

「将来にわたって活力あふれ、輝き続けるあいちの山里の実現」の実現に向けて、2030年度までに重点的に取り組むべき5つの柱のもとで各種施策に取り組む。

## 5つの取組の柱

### 柱1 共創する地域をつくる

地域の社会経済活動の担い手の確保、地域課題の解決のため、地域内外の多様な主体が共創する地域をつくることを目指す。

### 柱2 賑わいのある地域をつくる

豊かな自然環境や暮らし、文化など、三河山間地域の魅力を最大限活用することで、交流人口を拡大し、地域の稼ぐ力を高め、賑わいのある地域をつくる。

### 柱3 働き、暮らせる地域をつくる

地域における働く場を創出・確保するとともに、地域への移住・定住を更に促進する。

### 柱4 安全・安心な地域の未来をつくる

地域が将来にわたって安心・安全に暮らせる地域となることを目指す。

### 柱5 地域の自然を守り、育てる

地域の最大の魅力・価値である豊かな自然環境や多面的機能を持つ森林や農地などを守り、育てる。

## 2 都道府県の責務

県は、過疎法第1条に定める目的を達成するため、過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連携調整並びに人的及び技術的支援その他必要な援助を行う。

また、過疎地域市町村を一律に捉えるのではなく、地域の特性、各市町村における地域の振興に対する考え方を考慮し、市町村ごとの取組の方向性を整理する。県はこれらの取組と連携した施策を推進する。広域自治体だからこそ実施可能な施策に積極的に取り組み、施策の推進に当たっては、関係市町村、地元団体、企業等と協力していく。

地域に出向くことで多岐にわたる過疎地域の課題を把握するとともに、関係局を横断して連携することで、施策を積極的に推進する。

## 3 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成

### (1) 移住及び定住と地域間交流の促進、人材の育成の方針

過疎地域市町村の人口減少・少子高齢化は一層加速しており、今後は担い手不足等により社会経済活動が維持できなくなることが危惧されることから、働く場の創出・確保による若者の地域への定着や、地域のポテンシャルを活用した交流・関係人口の創出・拡大を図ることにより社会経済活動の担い手を確保していく必要がある。

また、将来地域の担い手となる人材を確保するため、地域の子どもたちが将来地域に残ったり、帰ってくる、関係人口として繋がり続けるために、地元への愛着や誇りを醸成することが必要である。

### (2) 移住及び定住の促進の取組

コロナ禍を経て多様なライフスタイルが注目され、移住・定住だけではなく、二地域居住を含めた「地方」での暮らしに関心が高まっている中で、過疎地域が持つ豊かな自然や伝統文化など、愛知県に魅力ある過疎地域があることを県内外に周知することで、移住・定住や二地域居住を呼び込んでいく。

愛知県を移住先としてイメージしやすくなるよう、東京圏や関西圏等の都市部におけるイベント、現地での移住体験ツアーや「愛知県移住・定住ポータルサイト」等を活用したPRを実施する。

「ふるさと回帰支援センター」や「あいちUIJターン支援センター」における相談等による移住希望者の掘り起こし及び就労支援を行うほか、都市部との二地域居住を促進するため、二地域居住に関する制度及び情勢についての情報収集を実施する。

また、多様化するライフスタイルに対応する、奥三河地域での多様な働き方に

関する調査を行い、地域の担い手不足を解消する仕組みを構築する。

### (3) 地域間交流の促進の取組

施策の展開に当たっては、地域住民はもとより、企業、大学、NPO、ボランティアなどを巻き込み、大学から創り出される「知」を活かす取組や企業のCSR活動やNPO活動などを地域として受け入れていくなど、多様な主体の連携を促進していく。

過疎地域では、市町村が採用した地域おこし協力隊や、県の事業による起業実践者など、様々な人材が活動しており、これらの人材の継続的な活動のために、地区を越えたネットワークを形成するなど、支援の仕組みの構築を推進する。

### (4) 人材の育成の取組

県はこれまで過疎地域を含む三河山間地域で起業活動を行う方に対し、税務や会計処理、事業プランの検討等の支援を行ってきており、今後も地域に必要な「なりわい」の担い手に対して継続した支援を実施するとともに、市町村や金融機関と連携した金融支援による中小企業・創業者の事業活動の促進や、各地域の商工会等と連携した小規模事業者の経営支援を実施する。

また、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようにするとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することが期待できる特定地域づくり事業協同組合制度の活用支援等を行う。

さらに、担い手が減少している中で地域の活動が継続していくためには、地元愛や地域への誇りを持ちながら、地域の課題を自分事として認識し、活動する人がいることが重要であるため、地元の小中学生に対して地域の魅力を紹介するイベントの実施などを通じた、地元愛の醸成や地元への関心を高める取組を推進する。

農林水産業従事者数の減少や、担い手の高齢化が進んでおり、地域の農林水産業を担う新たな人材を確保・育成する必要がある。

農業においては、地域の農業を担う基幹経営体や基幹経営体を目指す経営体等に対する補助事業や制度資金の利活用の促進、経営の発展段階に応じた経営管理や技術指導を行う。企業やNPOの農業参入に関する支援及び新規就農希望者に対する就農相談の実施、新規就農者に対する必要な技術の習得や装備・設備の導入、制度資金の活用等の支援をする。半農半Xの実践促進に向けた取組の実施による、多様な人材による労働力の確保を推進する。

林業においては、森林・林業の魅力発信や就業相談、知識・技術レベルに応じた段階的な研修カリキュラムを実施する。経営等サポートなどにより雇用管理の改善や事業の合理化を促進し、魅力ある林業経営体を育成する。

水産業においては、養殖事業者に対する水産試験場の技術支援や制度資金の活用促進等による、経営の安定化を推進する。

ICT等を活用したスマート農林水産技術に関する教育による次世代の農林水産産業を担う人材育成を実施する。就業支援プラットフォームを活用した、農林水産産業の担い手の確保・育成を行う。

#### (5) 外部人材等の活用

地域の人口減少が進む一方で、地域への移住や外部人材との交流が増加しており、このような人々の受入には地域の方々の理解が必要であるとともに、それらの方と地域を繋げる役目を担う中間支援組織が必要である。

また、企業等による各種活動や大学によるフィールドワークが盛んに行われており、それらを積極的に地域に呼び込み、地域課題の解決に繋がる取組を推進する。

地域と多様に関わり地域の担い手となり得る層に対して、地域活動の情報を提供するとともに、地域活動への参加に繋げることで関係人口の創出・拡大を推進する。

「愛知県交流居住センター」を中心とした、体験交流機会などを通じた都市部在住者との関係づくりを推進する。

地域の担い手の中心である日本人の生産年齢人口が大幅に減少している一方、過疎地域においても、外国人住民が増えており、地域の担い手となることが期待されている。そのため、外国人への日本語教育を推進し、日本語教育を担う人材を育成するとともに、受け入れる地域の体制づくりや、担い手となる外国人住民に対する働きかけを推進する。「あいち多文化共生センター」における外国人相談体制の拡充や、外国人県民の地域への早期適応を促進するための研修カリキュラム・教材・指導者マニュアルを作成する。「あいち外国人適正受入れ・共生推進協議会」の取組による外国人材受入れや共生に向けた環境整備を推進する。行政主体の地域日本語教育推進体制の整備及び地域日本語教育を行う人材を育成する。

## 4 農林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発

### (1) 農林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発の方針

過疎地域では、多様な産業に従事している住民が多いことから、商工会が行う事業を利用する、特定の産業に偏らず、小規模であっても魅力的な職場、事業を創出することが必要である。

農林水産業については、森林や農地等の保全・整備や鳥獣害被害の軽減に向けた取組を推進し、将来にわたって農林水産業の生産力を維持する必要がある。また、「地域ブランド」の確立と販路の拡大により農林水産業の競争力を向上させるとともに、森林資源を活かす循環型林業の実現や「愛知産ジビエ」の消費拡大の取組を推進する。

また、これまでの交通通信体系の整備により、企業の立地条件は改善されてきたが、今後は、従業員及びその家族の生活環境や教育環境の整備を進めることが必要である。

一方、自然環境、伝統文化や歴史に対する意識が高まる中で、体験型・滞在型の観光・レクリエーション産業の振興を図ることが必要である。

さらに、高齢化社会に対応するためには、介護サービスに関連する産業の体系化を支援することが重要である。

## (2) 農林水産業の振興の取組

### ①森林・農地等の保全・整備

森林や農地等は、木材や食料などの農林水産物の供給だけではなく、水源のかん養や自然災害の防止、生物多様性の保全など、多面的機能を持ち、地域に様々な恵みをもたらしている。これらの多面的機能を維持・向上させるために、県民の方の多面的機能に関する理解醸成を図るとともに、森林・農地等の保全・整備を推進する。

森林等が持つ多面的機能の理解醸成を図るため、林業体験等の機会の提供を促進する。あいち森と緑づくり事業、造林事業による森林整備の推進、治山事業の計画的な実施及び市町村による森林整備に対する支援をする。

農地や農業水利施設等の整備・保全を推進するとともに、農業の有する多面的機能の維持・向上を図るため、地域住民等による農地や水路等の保全活動を支援する。

内水面漁場が有する多面的機能を維持するため、地元漁業者等が実施する保全活動の支援及び内水面の漁業資源の増大を推進する。

### ②鳥獣害対策の推進

イノシシやシカ、カラス等による農林業への被害が深刻化しており、営農等への意欲低下が懸念される。農業や林業からの離職者の増加は農地や森林の荒廃につながり、農地や森林が持つ多面的機能が低下する恐れがあるため、鳥獣被害の対策を推進する。

狩猟者を確保するため、狩猟免許試験及び狩猟免許更新検査の休日開催や三河地域での開催、狩猟免許取得に係る支援や啓発等を実施する。

鳥獣による農林業被害を軽減するため、狩猟者の確保・育成、獣害防止柵等の施設整備や捕獲活動に対する支援を実施する。

また、全国でクマの出没や人身被害が増加していることから、クマによる人身被害等を未然に防止するため、県内でのクマ出没状況や注意喚起等のWebサイトでの発信及び関係機関による出没対応訓練を実施する。

### ③農林水産業の競争力向上

本県は全国有数の農業県であるが、全国的な知名度は必ずしも高くない状況である。

「絹姫サーモン」や「とよねチョウザメロイヤルフィッシュ」などの地域のブランド品を積極的に情報発信し、地域の農林水産業の競争力を向上させる必要がある。

併せて、名古屋市を中心とした大消費地が近接しているという特徴を活かし、森林資源を持続的に活用していくため、「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業を推進する。

首都圏におけるトップセールスの実施、SNSやイベントの活用等、地域の農林水産物を広くPRすることによる、知名度の向上及び需要拡大を推進する。

中山間地等の地域特性に適した農業技術の開発を推進する。

高性能林業機械の導入やICT等を活用したスマート林業の推進、花粉が少なく成長が早いエリートツリーの普及、公共建築物や民間建築物等への県産木材利用を促進する。

イノシシやニホンジカを地域資源として位置付け、地域での利活用を促進するため、「愛知産ジビエ」の消費拡大の取組を推進する。ジビエ利用拡大のため、狩猟者等に対する捕獲鳥獣の食肉利用に必要な知識、技能の向上を図る取組を推進する。

過疎地域が持つ森林資源を始めとした豊かな自然が、新たな経済的、社会的価値を生み出している。それらを最大限活用して地域の稼ぐ力を向上させ、地域の経済を活性化させる必要がある。

森林サービス産業や森林クレジットなど、森林の価値を活かした「森業」の取組を促進する。

### (3) 地域産業の振興

地域の基幹となる産業の活性化には、既存事業者に対する経営支援に加え、円滑な事業承継や新たな事業の創出への支援が重要である。

取引先開拓や経営革新、新規事業展開等に関する総合的な支援を行うとともに、事業承継に伴う課題解決に向けた機運醸成や相談対応、後継者育成などを通じて、中小・小規模事業者における円滑な事業承継を促進する。

東三河スタートアップ推進協議会を中心に、STATION Ai と連携して、農業・食などの過疎地域を含む東三河の強みを活かしたスタートアップ・エコシステムの形成と産業の新展開の積極的に推進する。

また、アフターコロナにおいては、テレワークなどの新たなライフスタイルが定着しており、地域においても導入を進めていく必要があることから、テレワークに対する相談対応等やアドバイザー派遣、テレワーク関連セミナーの開催など、中小企業等におけるテレワークの導入・定着に向けた支援をする。

#### (4) 企業の誘致対策

過疎地域においては、交通基盤あるいは工業用水等の産業関連基盤が未整備であることや若年労働力が少ないことなど、企業立地上の問題点が多いので、交通基盤や産業関連基盤の整備を推進することが必要である。

その際、過疎法、地域未来投資促進法による各種の優遇策を十分活用しつつ、近郊都市地域の産業展開と関連させながら、「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針」に基づき企業誘致に取り組んでいく。

地域の環境を生かした先端技術産業・研究開発拠点の整備などを進めていく。

産業立地に関するワンストップ相談窓口である「産業立地サポートステーション」が実施する企業訪問や各種セミナー・イベントによる企業誘致を推進する。

企業のニーズや動向に適応した用地開発を推進するため、開発を検討している市町村からの相談への対応や開発に向けた諸課題の整理による市町村の開発検討及び企業誘致のサポートを実施する。

#### (5) 起業の促進

県はこれまで過疎地域を含む三河山間地域で起業活動を行う方に対し、税務や会計処理、事業プランの検討等の支援を行ってきており、今後も地域に必要な「なりわい」の担い手に対して継続した支援を実施するとともに、市町村や金融機関と連携した金融支援による中小企業・創業者の事業活動の促進や、各地域の商工会等と連携した小規模事業者の経営支援を実施する。(再掲)

#### (6) 観光又はレクリエーションの振興

過疎地域には、豊かな自然や伝統文化、食文化など、魅力ある地域資源が多くあり、これらを県内外に積極的に情報発信していく必要がある。

県と市町村が共同して情報発信を行うなど、市町村の情報発信を支援することによる県内及び県外での認知度向上を図る。「okumikawAwake」ブランド及び奥三河の「多彩な美」を含めた多方面の「奥三河の美しさ」の発信や、観光交流拠点としても大きな役割が期待できる設楽ダムについて、工事期間中から情報発信を行うことにより誘客を促進する。

三河山間地域の振興を図る拠点として設置された愛知県奥三河総合センターについて、今後も地域における重要な施設として積極的に利活用を図る。

地域の観光資源の再発掘・磨き上げの実施及び商品造成から販売までのハンズオン支援を行うとともに、地域を越えた連携を活かした、広域観光の推進及び周遊観光を促進する。「愛知『発酵食文化』振興協議会」を通じた、愛知の発酵食文化の振興及び国内外への魅力発信を行う。地域の特産品について、「食と花の街道」や「都市農村交流ガイド」などのWebサイトやSNSを活用して情報発信するとともに、食と花の街道のPRの場を提供する。また、奥三河地域に自然が多いという強みを活かした、登山アプリを活用した登山客の誘客促進を図る。

「愛知県多言語コールセンター」の運営や、市町村が実施する取組に対する補助金の交付等による、ホスピタリティの充実を図る。

過疎地域では、豊かな自然を活かし、サイクリングやトレッキング、トレイルランニング等を楽しめる環境が整っており、様々なスポーツ大会が盛んに行われている。また、第20回アジア競技大会や「F I A世界ラリー選手権（WRC）ラリージャパン」については、国内外から多くの観光客が訪れる機会となることから、これらを地域の活性化につなげていく。

地域の資源を活用したスポーツ大会の開催や招致、アウトドアスポーツツーリズムの推進など、スポーツを通じた交流・集客の促進及び地域で開催される各種スポーツ大会における大会のPRや開催の支援、地域の魅力発信を行う。

## 5 地域における情報化

### （1）地域における情報化の方針

情報通信は、地域の人々の生活に直結するほか、地域が移住先として選ばれる上でも重要な要素となる。

過疎地域は、携帯電話等の不感地域が残り、テレビ放送の受信やインターネットの利用においても不利な状態であることから、地域の実情に応じた都市部との情報格差の是正に関する取組を今後も継続して実施する。

### （2）地域における情報化を図るための取組

携帯電話等の不感地域解消のため、移動通信用鉄塔等の整備等に対する財政的支援を実施する。地域間格差の是正を目的とした情報通信基盤の整備に対する支援を実施する。

地域の担い手が減少している中で、地域の課題に取り組む事業者（いわゆるローカルゼブラ企業など）が注目されているとともに、限られた担い手でも地域課題を解決できるよう、市町村は地域DXに取り組んでいる。

そのため、地域DXに取り組む市町村を支援するとともに、デジタル技術の活用やドローン、新たなモビリティサービス等を積極的に取り入れた取組を推進する。

## 6 交通施設の整備、交通手段の確保

### （1）交通施設の整備、交通手段の確保の方針

道路網は社会経済活動、災害時の対応など、生活に欠かすことができないものであり、地域の持続可能な発展のためには、地域外の各拠点との交流に資する広

域道路ネットワークの一層の強化が必要である。

近年、都市と過疎地域を結ぶ道路網の整備等により時間距離が短縮されつつあるが、今後も、都市との交流、移住定住の促進、産業等の振興を促進するため、過疎地域の交通体系の整備を推進する。

また、基幹的な市町村道・林道の県による代行整備及び農道の整備・保全についても推進していく。

主要な公共交通機関であるバスは、人口減少や少子高齢化等に伴う利用者の減少により、その運行維持はますます困難な状況となっている。このため、乗合バスや市町村営バスについては、国の補助制度とともに県単独の補助制度による助成措置を講じ生活路線の確保を図っていく。

## (2) 国道、県道及び市町村道の整備

国道、主要地方道の整備の推進をするとともに、三河山間地域（過疎地域以外を含む）と静岡県、長野県を結ぶ三遠南信自動車道は、県境を越えた交流において重要な道路であるため、さらなる整備を促進する。

あわせて、住民の生活道路であり、過疎地域において基幹的な道路に指定されている市町村道における、県代行による整備を推進する。

地域の交通ネットワークの整備を進めることにより、市街地と過疎地域の活性化、各観光拠点へのアクセス向上、産業の活性化、住民の生活サービスの向上、定住条件の強化を図る。

また、市町村が事業主体となって整備する市町村道についても同じく地方創生道整備推進交付金等を積極的に活用し整備を図る。

## (3) 農道及び林道の整備

農道は、農業生産活動や住民生活にとって重要な役割を果たしているため、各地域の特性に応じた規模・構造により、整備・保全を図る。

林道は、木材の搬出のほか間伐などの適切な森林整備のために不可欠な施設であり、また、住民生活の利便性向上にも重要な役割を果たしている。林業生産の効率化、低コスト化を図るため、今後とも、作業道も含めた林内路網の整備を一層推進していく。

## (4) 交通確保対策

過疎地域は、バスが主要な公共交通機関である地域が多いため、通学や通勤などのためのバス路線の維持・確保を支援するとともに、鉄道の利便性確保や新たな公共交通の立ち上げについても支援を行う。

乗合バス事業者が運行する広域的・幹線的路線について、国と協調した経費の一部補助をするとともに、市町村が運行するバス路線について、地域の実情に合った路線の維持・確保及び改善に対する支援やバス車両の購入に対する支援を行

う。

J R 飯田線について、I C カード乗車券の未導入区間の解消、東栄駅への特急列車の停車の実施、各種イベントを通じた魅力ある沿線の地域づくりへの協力についての働きかけを実施する。

持続可能な地域交通の維持・確保に向けた新たなモビリティサービスの導入促進や、地域主体の公共ライドシェアの立ち上げの支援を行うとともに、地域に適した移動方法の検討や、既存公共交通の活性化を促進する。

## 7 生活環境の整備

### (1) 生活環境の整備方針

山間部に位置する小規模な水道事業は、地形的要因等によって施設効率が悪く厳しい経営状況にあることから、地域と連携した対策の検討が必要である。

水道の未普及地域の解消等を図るとともに、全県域污水適正処理構想に基づいて、下水道及び農業集落排水の整備や合併処理浄化槽の普及をより一層進め、過疎地域の定住環境を整備する。

### (2) 水道施設、污水处理施設等の整備

#### ① 水道施設

平野部に比べ水道普及率がやや低く、自家用の井戸などにおける衛生上の問題も憂慮されることから未普及地域の解消を図る必要がある。

また、地域の生活基盤としての役割から水需要への量的安定対応とともに水洗トイレなどの普及等生活水準の質的向上にも対応する。

さらに、水道施設を良好な状態に保つため、施設の維持・修繕を適切に行うとともに、老朽化した施設を計画的に更新していく必要がある。

県としては、公衆衛生の向上と福祉の増進を図るため、過疎地域をはじめとする三河山間地域の簡易水道施設整備事業に対する補助をする。

地域の実情を踏まえた水道の広域連携の推進に向けた理解の促進及び検討・協議を実施する。

#### ② 污水处理施設

農山村の中心集落や自然保護を必要とする区域などにおいて実施される、特定環境保全公共下水道などの整備を促進するため、引き続き整備に対する技術的支援に努める。また、各地域の実情に応じて、農業集落排水の整備や合併処理浄化槽の普及などを的確に組み合わせ、総合的な污水处理施設整備推進に努める。

### ③ ごみ及びし尿処理施設

過疎地域のごみ及びし尿処理施設は、各市町村の処理計画に基づき、他の地域を含めた一部事務組合等により整備されているが、引き続き適正な処理を行うため、広域化を考慮しつつ廃棄物処理体制の一層の整備を進める。

### (3) 消防・救急施設の整備

過疎地域4市町村（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）及び特定市町村（豊田市）すべてにおいて消防常備化が実施されている。そのうち2市が単独、3町村（設楽町、東栄町、豊根村）が事務委託により消防を常備化している。

この地域は森林面積が多いという特殊性から、林野火災における大規模な被害を防止するための消防施設の整備が必要である。しかしながら、若年層の減少による消防団員の減少と高齢化が著しく、消防力の低下が懸念される。このため、若者定住を図り、後継者対策を進めるとともに、自主防災組織の充実を図ることが重要である。

隣接する市町村と締結している消防相互応援協定等の協力体制を一層深めるほか、小型動力ポンプ付積載車等の消防団活動に必要な基礎的な消防施設の整備に対する支援をする。

### (4) 公営住宅等の整備

移住希望者等のニーズに応じた住宅の確保に向け、市町村営住宅の整備に取り組むとともに、市町村が実施する民間の空き家の改修に対する支援や、あいち空き家活用広域マッチングプラットフォームを通じた移住希望者等に対する支援をする。

### (5) 土砂災害対策の促進

過疎地域の多くは急峻な山間部に位置し、地域内には多くの土砂災害警戒区域（土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊）が存在している。土砂災害警戒区域内には、人家や避難路、要配慮者利用施設等が存在し、豪雨や地震時には土砂災害発生のおそれがある。地域の安心、安全な生活を確保するため、砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業等による土砂災害対策を進めるとともに、土砂災害関連情報の提供、土砂災害警戒区域等の指定及び周知などのソフト対策をあわせて進める。

### (6) 大規模災害への備え

南海トラフ地震は、愛知県全体に甚大な被害をもたらすことが想定されている。また、近年の気候変動による災害の頻発化や激甚化により、土砂災害や洪水など、これまで以上に大きな被害が発生するリスクが高まっていることから、災害への備えを一層推進する。

被災時の救急活動や物資輸送を支える緊急輸送道路の整備の実施、土砂災害対策、治山事業等の山地災害対策、農業用ため池等の農業水利施設の地震対策や豪雨対策等に加え、防災ヘリコプターによる災害応急活動、救助活動等を実施する。自主防災活動の活性化及び地域防災力の向上のための取組を推進する。

災害リスクの高い地区において、土地利用の適正な規制の実施を行う。

大規模災害後の迅速な復旧・復興に備え、市町村に対して地籍調査の実施やリモートセンシングデータ等の先進的技術を活用した調査手法導入の働きかけを行う。

#### (7) 自然環境・生物多様性の保全・利用の推進

過疎地域を含む三河山間地域はその86%が森林であり、自然環境が豊かな地域である。地域の重要な魅力・価値である自然環境を次の世代に引き継いでいくために、自然環境・生物多様性の保全を推進する。

自然環境保全地域の保全活動実施及び生物の生息生育空間の保全・創出を行う。

企業と協働した生物多様性に関する啓発活動の実施を行う。NPOやボランティア団体、市町村等が実施する自然環境の保全活動や、環境学習等に対する支援を行う。

国定公園及び県立自然公園の適正な運用及び老朽化した施設の再整備・修繕等を実施する。

### 8 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

#### (1) 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

人口減少の進行や家庭や地域社会の変容、暮らしや働き方の多様化などを背景に、特に生産年齢人口が減少するなか、福祉・保健・医療を取り巻く課題やニーズが増大、複雑・多様化しており、福祉・保健・医療サービスの持続可能性への懸念や、地域で共に支える社会の構築の必要性が高まっている。

限られた人的・物的資源を有効に活用し、福祉・保健・医療サービスのより一層の充実を図りつつ、世代や分野を越えて多様な主体が参画し地域を共に創っていく「地域共生社会」、そして一人ひとりがその人らしく活躍する「すべての人が輝くあいち」の実現が求められる。

そのため、「地域共生社会」、「すべての人が輝くあいち」を目指し、福祉・保健・医療分野の様々な取組を進める。

#### (2) 子育て環境の確保を図るための取組

少子化が急速に進行する中で選ばれる地域となるためには、人々が安心して子育てできる地域であることが重要である。

妊娠期から子育て期に至る保護者の様々なニーズに対して、切れ目なく総合的な相談支援が提供できるよう、研修の実施等によりこども家庭センターの充実強化を図るなど、市町村における取組を支援する。

県民の母子保健に関する様々なニーズに対応するため、事例検討や研修を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質向上を図る。

市町村が妊娠届時に把握した妊婦の抱える不安等を早期の支援につなげ、子育てに関する不安や多胎育児家庭の孤立感や不安の軽減を図れるよう、保健師や助産師等による乳児家庭への全戸訪問や養育支援訪問等の市町村における取組を支援するとともに、NPOなど多様な主体による家庭訪問型の子育て支援を促進するなど、訪問支援の充実を図る。

保育や教育に要する費用や医療費の軽減、各種手当等により、子育てに係る経済的負担の軽減を図る。

県のポータルサイトにおける子育て支援情報の提供や、市町村が共同利用する「AIを活用した総合案内サービス」への情報提供により、子育て家庭の情報収集に関する利便性の向上を図る。

「はぐみんデー」普及のためのイベント開催、街頭啓発活動の実施及び「はぐみんカード」の普及拡大のための「あいちはぐみんネット」等を活用した情報発信を行う。

小規模保育等への地域型保育給付及び放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かり事業等の取組に対する助成を行う。

### (3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域では、都市部と比較して高齢化が進行していることから、サービスの基盤充実のため、担い手の確保等を推進していく。

高齢者が健康で生きがいをもって暮らすため、高齢者の生きがい・健康づくりや介護予防の推進等の市町村の取組に対する支援を行う。

介護サービス基盤の充実のため、質の高い介護人材の安定的な確保を行う。特別養護老人ホームをはじめとした施設サービスの計画的な整備を支援する。グループホーム等の施設整備及びグループホーム等で働く世話人等の確保に関する支援を行う。

2024年度末現在、特別養護老人ホーム6か所をはじめとする各種老人福祉施設や、介護老人保健施設2か所、また、高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）が3か所整備されており、特別養護老人ホームとの機能分担を図りつつ、効果的な運営に努める。

より積極的に高齢者が自分の能力を発揮し、社会への貢献を実感することにより、生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の知識、経験、技能等が有効に発揮できるような機会の整備を図っていく。そのためにあいちシルバーカレッジ、老

人クラブの活動や事業の育成、各種スポーツ大会の開催などの広範な社会参加支援策を推進する。

#### (4) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化によって、周囲から子育ての支援を得ることが困難な状況となり、育児の孤立感・不安感を感じる親が増えているとともに、過疎地域や子ども減少地域では、身近な地域での保育機能の確保が求められている。

また、子どもの貧困対策や児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のための取組を進めていく必要がある。

これらの子ども・子育てに関する課題を解決するために、幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、地域の多様な保育サービスに対応するとともに、子どもの貧困対策や、条例に基づく児童虐待防止対策等の取組を行うことにより、すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援の充実に努める。

## 9 医療の確保

### (1) 保健医療の確保の方針

将来にわたって安全・安心に住み続けるには、地域の中で質の高い医療等を受けられることが重要である。

地域医療の担い手であるへき地医療拠点病院及びへき地診療所や医師が特に不足している地域の診療所に対する設備整備や運営への助成及び医師、看護師その他医療従事者の確保を行う。

救急医療体制の確保及びドクターヘリの運航に対する財政支援や、救急医療情報システムの運営を行う。

### (2) 無医地区対策の取組

必要に応じて、へき地医療支援機構で無医地区等への巡回診療の調整を行うとともに、へき地診療所の整備及び患者輸送車の整備などに努めていく。また、地域に勤務する保健師の確保や定着に努め、保健活動の充実及び保健医療の確保に努める。

## 10 教育の振興

### (1) 教育の振興方針

学校教育については、今後とも、引き続き優れた教職員の確保及び教育環境の整備等に努め、教育水準のより一層の向上を図るとともに、遠距離通学者の便宜を図る施策の充実に努める。

この地域では、環境教育に関わる野外学習の取組も盛んになっている。こうした動きは、都市との交流を強める上でも重要なものである。このため、これらの地域を本県の広域的な野外教育の場、体験学習の場として位置付け、野外教育施設を最大限活用しつつ必要な条件整備を推進していく。

さらに、愛知県内5地区で実施され、うち2地区が過疎地域で実施されている連携型中高一貫教育については、これまでの成果を踏まえ、引き続き異学年・異校種の生徒同士が共通した体験を行うなどの活動を通じて、地域に根ざした人材育成を進め、生徒の個性や創造性を伸ばすなど、過疎地域ならではの教育環境の整備を進める。

また、市町村が実施する地域の良さを活かした特色ある教育活動や、過疎地域スクールバスの運営について支援する。

一方、社会教育については、都市地域と比較して民間の事業が少なく、公民館等公的な社会教育施設が相対的に大きな役割を果たしている現状を踏まえながら、引き続き市町村等における施設の整備・充実、学習機会の提供、指導者の育成、学習方法の開発などに努める。

### (2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

恵まれた自然環境の中で、調和のとれた人間を育成していくことをめざし、児童・生徒一人一人が能力を十分発揮し、かつ、充実した意義ある学校生活を送ることができるように、県及び市町村が連携を図りながら、教育施設の整備に取り組んでいく。

学校統合に関しては、過疎地域における中学校の統合はほぼ完了しているが、小学校については2025年5月1日現在164学級中31学級が複式学級となっている。小学校の統合については、学校のもつ地域的意義を踏まえて学校運営上の問題や教育効果に及ぼす影響などを慎重に考慮するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、引き続き検討を進める必要がある。それにともない、統合に必要な校舎、屋内運動場、寄宿舎、教職員住宅、プール、給食施設、スクールバス等の整備を図る。

また、小・中学校危険校舎の改築を逐次推進し、小規模校における教育環境改善のための施設整備に努める一方、へき地学校の特性・実態を踏まえた学習内容の研究と実践、教育機器利用による学習方法の開発等により、教育活動の充実に努める。さらに、優秀な中堅教職員の配置及び教職員の資質向上のための研修の充

実に努める。

さらに、児童生徒が近年の急速な情報化の進展に対応できるようにするために、情報機器の整備や情報教育等を充実させ、都市部との格差を生じないように配慮する必要がある。

### (3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

施設整備に当たっては、図書館、総合体育施設等、比較的規模が大きく単一的機能をもつ施設については、広域的な経済社会生活圏等を含め、関係市町村がそれぞれの社会教育機能を分担する方向で計画的に配置するとともに、地域内の小規模施設がそれらとネットワークを形成し、その機能を高めることに配慮する。住民に身近な公民館、コミュニティセンター等の施設については、住民活動の拠点として複合的な機能をもったものとして整備を進め、また、既存施設の有効利用に努める。あわせてスポーツ・レクリエーション施設についても整備、充実に努める。

また、学校施設等については、地域活動の場等としてもより広く活用できるように配慮するとともに、廃校となった施設等については、宿泊施設や交流施設とするなど残された価値の積極的な活用を支援する。

さらに、これら施設の相互利用システムの確立、施設へのアクセス手段の整備、開催イベントや利用方法などに関する広域広報活動の強化についても検討する。

### (4) 県立高等学校の魅力化

過疎地域は、豊かな自然環境や特有の文化に恵まれており、地域と連携した学びを展開するのに適している。こうした地域の特性を活かした教育活動は、地域で育つ子どもたちの地域への理解と愛着を育む。

また、県立高校は持続可能な地域づくりにおいて重要な役割を担っており、地域活性化には、地域の将来を担う人材の育成が不可欠であるため、今後も地域に根ざした教育を一層推進していく。

地域の豊かな自然や文化を活かした特色ある学科の設置等による、地域の課題解決等を通じた探究的な学びができる教育活動を実施する。

## 1 1 集落の整備

集落単体での課題対応・解決が困難になっている小規模高齢化集落の維持・活性化のため、周辺集落との連携を促すことにより、集落の持つ共助機能の再生・維持や、関係人口の創出・拡大などによる集落の担い手の育成を図る。

外部人材を受け入れる集落に対する、集落支援コーディネーターの派遣などを通じた集落支援を実施する。

## 1.2 地域文化の振興等

国の重要無形民俗文化財である「花祭」や「三河の田楽」など地域特有の民俗芸能が多数存在し、本県を代表する伝統文化である山車まつりも多く開催されているとともに、文化財建造物も所在している。これらの伝統文化等を地域資源として保存・継承し、発信していくことで地域の活性化につなげていく。

地域の伝統文化等の確実な保存・継承を図るための文化財の修理・記録保全・活用を推進する。

「愛知県民俗芸能大会」の開催や「伝統文化出張講座」の実施、「文化財ナビ愛知」の活用などを通じた、地域の伝統文化等の魅力発信や後継者の育成推進を行う。

## 1.3 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定し、2030年度の県内の温室効果ガス総排出量を2013年度比で46%削減することを目標としている。また、2030年度の県内の再生可能エネルギー導入目標を、2021年度比1.7倍の580万kWとしている。

カーボンニュートラルあいちの実現を目指して、徹底した省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入拡大、脱炭素化プロジェクトの推進等に着実に取り組む。

### (2) 再生可能エネルギーの利用の推進

事業者における自家消費型の再生可能エネルギー等設備の導入補助や住宅用太陽光発電設備等の導入補助、バイオマスエネルギー等の利用推進、小水力発電の導入促進等により、再生可能エネルギーの導入拡大・地産地消を推進する。

## 1.4 男女共同参画社会の形成

各施策に共通するものであるが、農林水産業や、医療、福祉、教育、観光、環境、防災など、様々な分野の地域活動に女性が参画し、男女共同参画の視点を取り入れていくことは、新たな視点や多様な発想を生み、過疎地域が抱える様々な課題の解決にもつながることから男女共同参画社会の形成を図る。

女性の活躍促進に向けた企業の取組支援や企業経営者等の意識改革を図る取組を推進する。

## 1.5 都市地域を含む広域的連携の促進

都市地域との近接性というポテンシャルを活かし、都市地域を含む広域的な枠組で施策を実施していくことが効果的である。

水源を一にする地域間においては既に環境保全などを中心に上流域と下流域が連携した取組が行われており、こうした既存の取組をベースとして一層の普及・定着を図っていく必要がある。

また、充実した都市機能を持つ名古屋や尾張地域、近隣県との連携が十分ではないことから、今後は、各分野の施策展開の中で、これらの方面との連携を強化する。

加えて、三遠南信地域の県境を越えた地域連携を推進し、一体的な圏域の発展を目指す「三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）」への参画及び三遠南信サミットへの参加をする。

## 1.6 持続可能な行財政基盤の確立支援

安全・安心な地域づくりのためには、市町村の行財政基盤が安定していることが重要であり、今後の急速な人口減少が見込まれる中、行政サービスのあり方について検討していく必要がある。

市町村行政に対する協力援助及び市町村行政支援として、専門職員を含めた県職員の派遣や財政的支援を行う。新城森林総合センターにおける県と市の連携による効果的・効率的な事務事業を実施する。

また、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、デジタル技術等を活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく。

市町村の自治体DX推進に向けた支援や、デジタル化・DX事例の横展開などの情報共有を行う。県と市町村の連携によるシステムの共同利用や導入に向けた支援を行う。